

五中PTAの手引き



令和6年度 12月改訂版
(※最新版は配信メールフッターにてご確認ください)

習志野市立第五中学校PTA 執行部作成

PTA(Parent Teacher Association)は、保護者と教職員からなる任意団体です。
お互い助け合いながら、第五中学校のすべての子どもたちのために機能します。
分からないことや困ったことがあれば、遠慮なく助けを求めてください。

PTA is a voluntary organization that consists of parents and teachers.
We work together to better support and encourage our children in Narashino 5th Junior High School.
Do not hesitate to ask any questions or help regarding our activities.

PTA 是由家长和教师组成的非官方团体，其作用是通过相互合作以服务于第五中学校的孩子們。如果您有什么不解或困惑，请不必客气联系我们。

<五中PTAのしくみ>

①構成

会 員 保護者、教職員で構成されています。

委 員 学年委員会、広報委員会、校外指導委員会、研修委員会、選考委員会のいずれかに属します。

執行部役員 会長・副会長・書記・会計からなります。

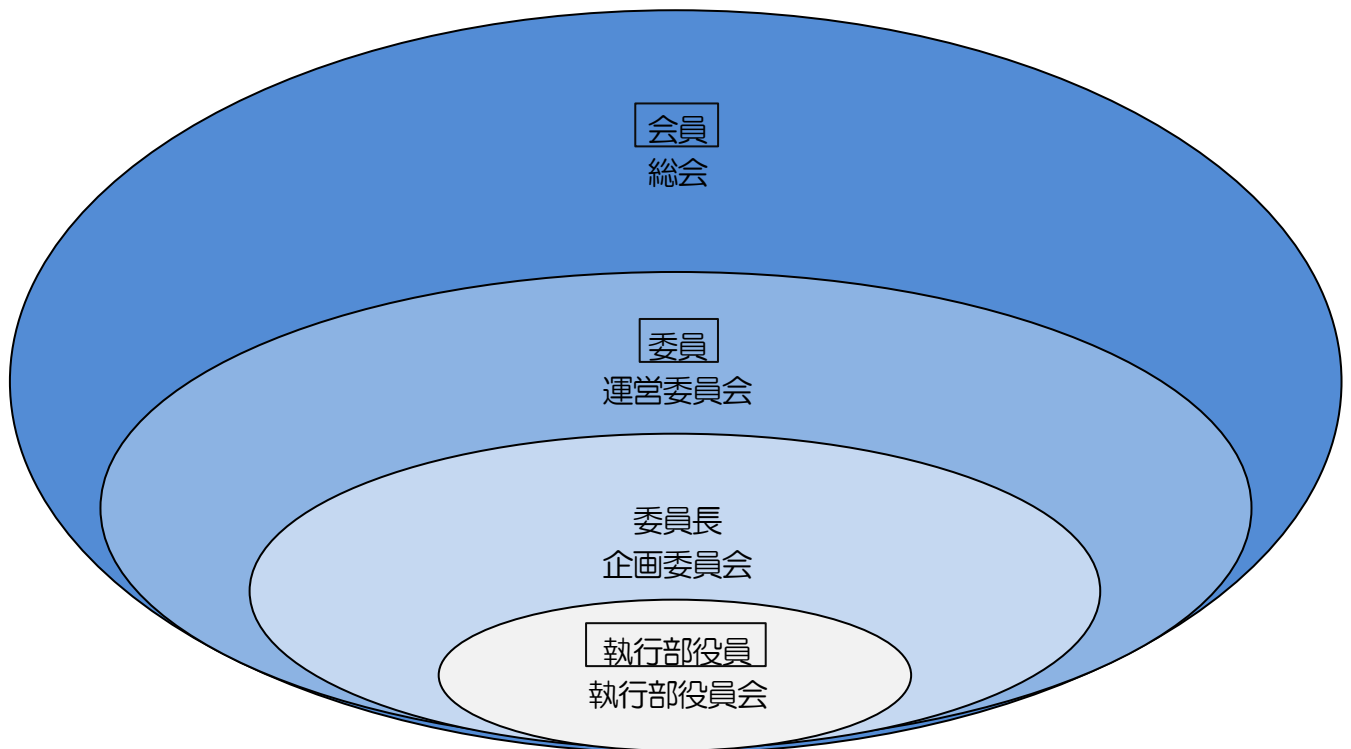
②議決機関

総 会：全会員で構成される、最高議決機関です。

運営委員会：執行部役員、委員、教職員代表で構成されています。

企画委員会：執行部役員、各委員長、教職員代表で構成されています。

執行部役員会：執行部役員で構成されています。



＜会員＞

保護者さまには、メール連絡網「マメール」への登録時の際に PTA への加入意思確認を行います。
「マメール登録する」＝「会員となる」ではないことにご注意ください。

マメールは PTA 活動に関する保護者間の連絡ツールとして採用しております。

非会員を選択されても「必要な連絡が届かない」という不利益が生じないために、マメールにはご登録
 いただいております。

便宜上、非会員も会員区分の一つとして扱わせていただきますので、ご了承ください。

会員区分	会費納入	議決権	備考
会員	あり	あり	
準会員	なし	あり	・同一世帯で 2 人目以降の会員登録を希望される方 ・会費納入の都合上、年度途中の転入生保護者様はこちらで登録させていただきます（進級時にご自身で区分変更していただけます）
非会員	なし	なし	

- ・諸活動への参加協力をする「サポーター」は、会員区分にかかわらず登録可能です。
 サポーター登録もマメール登録時に行います。

PTA は任意の団体ですが、その会費は、子どもたちのためにも使われます。

具体的には部活動助成金、生徒活動振興費(学校で生徒が怪我や病気の場合に病院へ送迎する際の交通費)などです。

会費納入してくださる方とそうでない方で不公平感が出るような使途については随時見直しておりますが、まだ過渡期であることをご了承ください。

また、「会費納入はしてもいいが役員、委員にはなりたくない」という方が大多数だとは思われますが、役員、委員の業務は効率化・スリム化を目指し、改革中です。こちらはまだ過渡期ではありますが、数年前にくらべて、その負担はかなり軽減されています。何卒ご理解のうえご協力をお願いいたします。

注) マメールやサポーター登録に関する内容は、＜よくあるご質問(FAQ)＞をご参照ください。

！重要！

マメール登録期間終了後、会費納入者名簿作成と委員決めを行う為、**登録期間厳守**でお願いします。

【会費納入】

毎年6月に会費納入者名簿をもとに、学校納入金と共に**学校の口座振替にて納入**していただきます。

【役員・委員の選出】

選出の時期にマメールでアンケートを行います。まずは立候補者を募りますが、ここ数年は立候補者が規定数に達しないため、会員を対象とした抽選にて選出させていただいています。

※会員のうち、抽選対象外となる「世帯 2 人目以降登録の『準会員』」「永久免除を持っている」などは、マメールアンケートにて自己申告していただきます。

＜役員＞

【選出方法】

- ①役員選出対象の会員より以下の人数を選出します。
 ②選考の時期に、立候補者を募り、規定数に達しない場合は、選考委員会が抽選を行います。

所属			役職	人数	任期	永久免除	活動内容	備考
習志野市立 第五中学校 PTA	役員	執行部	会長	1名	1年	あり ※1	・執行部役員会出席 ・企画/運営委員会出席 ・配布物最終チェック ・マメール会員管理/配信/最終チェック ・市P連総会・会長会出席 ・学校運営協議会出席 ・他校式典出席	・青連協副会長※5 ・その他※4
			副会長 (+教頭先生)	2名	1年		・執行部の運営全般 ・企画/運営委員会出席 ・会長の補佐 ・配布物チェック ・マメール会員管理/配信チェック	・青連協育成部長(1名)※5 ・青連協環境整備部長(1名)※5 ・その他※4
				1名	1年			・3年に1度、市P連出向時は、副会長を全体で3名募集する
			書記	2名	1年		・執行部役員会出席 ・企画/運営委員会出席 ・配布物作成 ・PTA活動資料作成 ・マメール配信	・青連協広報部長(1名)※5 ・その他※4
				1名	1年			・市P連バレーボール実行委員も兼ねる ・上記当番校年度は市P連出向の為、実行委員(市Pバレーボール役員)に専念する ・その他※4
			会計	2名	1年		・執行部役員会出席 ・企画/運営委員会出席 ・PTA会計の管理 ・学校/地域行事の物品購入	・青連協会計(2名)※5 ・その他※4
			会計監査	2名	1年	なし ※2	・PTA会計簿の監査(3月) ・総会で監査結果報告(4月)	・青連協会計監査(2名)※5

所属	役職	人数	任期	永久 免除	活動内容	備考
習志野市立 第五中学校 後援会	後援会 会計 (+教頭先生)	1名	2年 ※3	なし ※2	・後援会会計の管理 ・会計資料の収支金額を確認 (3月に1日だけ作業)	・西暦偶数年のみ1名選出 ・役員経験にならないが、 任期中は役員/委員選出 対象にならない
	後援会 会計監査	2名			・後援会会計の監査 ・会計資料の確認 (3月に1日だけ作業) ・総会に出席	・毎年1名選出 ・役員経験にならないが、 任期中は役員/委員選出 対象にならない
習志野市 青少年センター	市青少年 補導委員	2名	2年 ※3	あり ※1	・一般街頭補導、パトロール ・市民まつり等のお手伝い ・年度最後の運営委員会に参加し、活動報告(議決権無)	

※1 経験後は、本人の意思がない限り、兄弟姉妹での選出対象とならない。

※2 委員経験にならない。

※3 任期2年目にお子さまが卒業していても、継続となる。

※4 学校行事参加、青連協の活動、各関係団体への参加、地域の会議参加、市P連活動。

※5 「青連協」とは、五中学区青少年健全育成連絡協議会のことである。五中学区関係機関との連絡・調整、地域の環境整備などを行う。育成部、環境部、広報部は五中学区各学校からの青連協担当と一緒に活動する。

詳しい活動内容は、総会資料をご覧ください。

＜委員＞

【選出方法】

①各学年の委員選出対象会員より、以下の人数を選出します。

(考え方の一例として各学年7クラスだった場合)

学年	選出人数 (クラス数×1名)	学年 委員長 ※1	卒業・進路 対策委員	4専門委員 (クラス数により変動) ※1
1年生	7名	1名	0名	6名
2年生	7名	1名	0名	6名
3年生	7名	1名	3名	3名
合計	21人	3名	3名	15名(各委員3～4名)

※1 学年委員長と4専門委員長は、永久免除対象者(会則 細則 2.3.補足)

②選考の時期に立候補者を募ります。規定数に達しない場合、選考委員会が新2年生・新3年生保護者を対象に抽選を行います。新1年生保護者については、入学式後に立候補者を募り、必要な場合、執行部役員が抽選を行います。

③第1回運営委員会にて、広報委員、研修委員、校外指導委員、選考委員の各委員を決定します。

次ページより各委員会の活動内容について紹介いたしますので、ご参照ください。

所属	委員会	委員長 人数	委員数	任期	永久 免除	活動内容
習志野市立 第五中学校 PTA	学年 委員会	1学年 1名	—	1年	あり	- 企画/運営委員会への出席 - ベルマーク/インクカートリッジの回収/集計 - 総会議長(2学年委員長)
		2学年 1名	—			
		3学年 1名	3名		委員長 のみ あり	- 企画委員会出席(委員長のみ)、運営委員会出席 - 卒業対策/進路対策委員を兼ねる - 進路総会開催(年2回) - 卒業対策/進路対策費集金 - 卒業式の花束/記念品などの手配
	広報 委員会	1名	2～3 名	1年	委員長 のみ あり	- 企画委員会出席(委員長のみ)、運営委員会出席 - PTA 広報紙「いなほ」の発行(最大年2回) - 行事の取材や撮影
	校外指導 委員会	1名				- 企画委員会出席(委員長のみ)、運営委員会出席 - 登校指導 - 学校行事での駐輪場整理 - 地域パトロール(年2回) - 菊田まつりでの車両通行止め係 - 京成津田沼盆踊りパトロール
	研修 委員会 (活動休止)	1名				- 企画委員会出席(委員長のみ)、運営委員会出席 「習志野市 PTA 家庭教育学級」のもと、菊田公民館と連携して家庭教育学級(研修会)を開催 - 家庭教育学級に関する会議へ参加 - 研修会に関する打ち合わせや準備
	選考 委員会	1名				- 企画委員会出席(委員長のみ)、運営委員会出席 - 次年度役員選出、新2年/3年の委員選出 - 選考に関する打ち合わせ

どの活動においても、人数が必要な場合は、サポーター登録者から都度募集します。

詳しい活動内容は、総会資料をご覧ください。

＜報酬＞

会費を納入し、さらに役員・委員活動にも参加される方に労いの意味を込めて活動の際の持ち出しに対して支給されます。

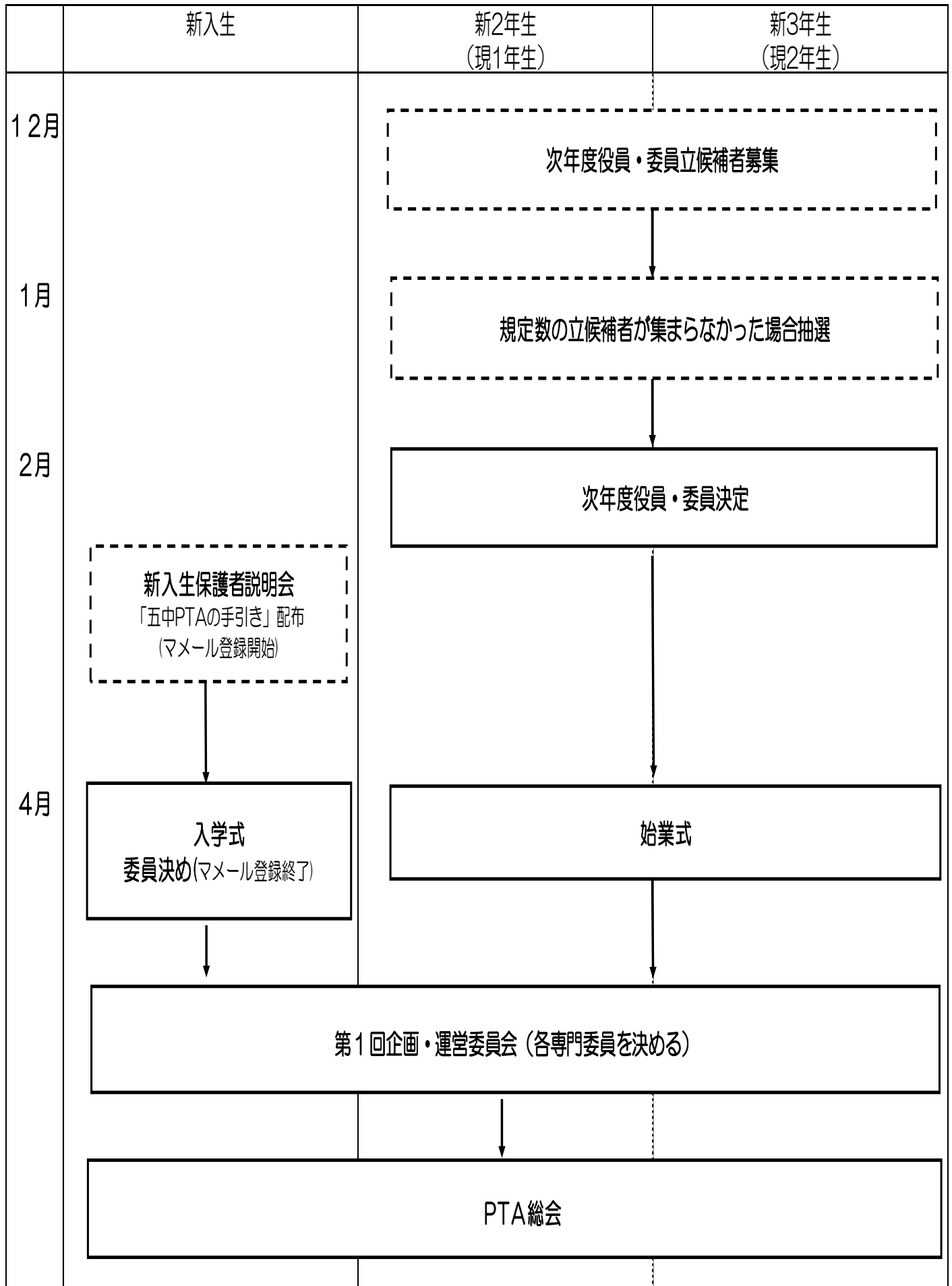
対象活動	支給内容
執行部役員	500 円×12 回＝6,000 円
各委員 (学年委員、広報委員、校外指導委員、研修委員、選考委員)	250 円×12 回＝3,000 円
サポーターお手伝い (ベルマーク集計、配布物作業のお手伝い等)	お茶、麦茶 等

※お茶等の支給対象は五中 PTA の活動をする時のみとします。

※3 月中に受け取らない場合は辞退とみなします。

＜役員・委員選出のスケジュール＞

役員・委員選出のスケジュールは、概ね下記の通りです。



＜よくあるご質問(FAQ)＞

Q1.「マメール」って何ですか？

A1.メール連絡網システムです。五中PTAでは、入会意思確認や活動の参加登録をするために採用しております。メールで配信することで、お手紙の印刷や配布の作業を軽減し、PTAの情報を確実にお届けすることができます。

Q2.学校の連絡アプリ「t e t o r u」を利用しない理由は？

A2.以下2点が主な理由です。

- ①PTAからのお知らせを混在することで、学校からのお知らせの緊急性や重要性を下げってしまうことを避けるため
- ②配信作業について学校の都合（時間帯など）にあわせる必要がなく、役員・委員の負担を軽減できる

学校と別のものを登録するのかぁ…と思われた方もおられるかと思いますが、学校運営の妨げとならず、かつPTA活動をスムーズに進められるようにと様々考えておりますのでご理解いただけたらと思います。

Q3.会費納入する会員が少なかった場合はどうするのですか？

A3 会費に見合った活動に縮小せざるを得ません。

Q4.「準会員」とは、どんな会員ですか？

A4.基本的に、同一世帯で2人目以降の会員登録を希望される方です。議決権はありますが、会費納入の義務はありません。

Q5.各委員の選出人数が少ないのではないのでしょうか？また、なぜクラスから1名の選出ではなく、学年単位での選出をするのですか？

A5.毎年強制的に選出される委員の人数を減らすことで、みなさまの心の負担を軽くしたいというのが本音です。学年単位で選出するのは、クラスから1名では心細く感じる方も、誰かと一緒にあれば立候補しても良いと思われるケースがあります。そうした、意欲のある方に、積極的に参加していただけたらと考えているからです。

Q6 サポーター登録制度とは何ですか？

A6.サポーター登録してくださった方へ、役員、委員の他に人員が必要な活動の際（ベルマーク集計、パトロール、学校花壇の整備など）に、マメールからご連絡いたします。みなさまのご予定が合う場合や、興味がある活動に、より柔軟にご参加いただけます。非会員であっても登録していただけます。

Q7.スマホやマメールに登録するための環境がありません。どうすればいいですか？

A7.そのような場合は、ご連絡をいただければ、こちらで登録をさせていただきます。また、総会資料、規約、お手紙やお知らせなどもお子さまを通して今まで通りお届けさせていただきますので、ご安心ください。

Q8.そもそもPTA 必要ですか？

A8.もしPTA 活動がなかったら、問題や課題を解決したいときにも、孤独な戦いとなるかもしれません。学校と保護者の距離が広がり、学校のことも理解しづらいかもしれません。学校が閉鎖的な場となってしまう可能性もあります。PTA がなくても、何でもないように思われるかもしれませんが、PTA を廃止した学校でも結局は、「保護者会」を作って活動しているそうです。

Q9.マメールに自分のメールアドレスなど個人情報を登録するのが不安です。大丈夫でしょうか？

A9.五中PTA ではみなさまのメールアドレス情報は保有しません。マメールのシステムを介することで、みなさまのメールアドレスを知ることなくメールの送受信を行います。また、個人情報保護法に関する規定も五中PTA 規約に記載しております。安心してご登録ください。個人情報保護法に関する詳細は、次のページをご参照ください。

また、五中PTA では「PTA 個人情報漏えい保証制度」に加入し、万が一にも備えています。

質問や疑問があれば、いつでも執行部へお問い合わせください。

五中PTA 執行部：narashino5pta@gmail.com

<個人情報保護法>

1.【個人情報保護法について】

(1) 個人情報保護法とは

個人情報の利用が著しく増えている時代の中であって、個人情報を取り扱う事業者が守らなければならない義務などを定めたもので【個人の権利と義務を保護する】ことを目的とし、2005年4月1日に施行された法律です。

備考 地方公共団体や公立の学校、教育委員会は、個人情報保護法の適用外となっておりますが、各都道府県や市町村が制定する【個人情報保護に関する条例】によって規律されております。

(2) 個人情報の定義

生存する個人に関する情報であって、特定の人物のものだとわかるもの。
氏名や生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものや、顔画像（写真）等であっても特定の個人を識別する事ができれば個人情報となります。

備考 改正により、以下の情報も個人情報に定義されました。

- 顔認識・指紋認識データなど、特定の個人の身体的特徴をデータ化した情報
- 運転免許証番号・マイナンバーなど、個人に割り当てられる番号が含まれる情報

(3) 罰則規定

個人情報を取り扱う事業者は、保有する個人情報を漏えいしてしまった場合や、不正に入手、利用、または本人の同意を得ずに第三者に勝手に提供するなどの義務違反が発生し、個人情報保護委員会の改善命令にも違反した場合は、個人情報保護法により、【6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金】などの「懲役刑」や「罰金刑」の行政罰が課せられる場合があります。

2.【個人情報保護法改正によるPTA・育友会への影響】

改正前まで、5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者は、同法の対象外とされてきましたが、2017年5月30日の改正により、全ての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました。
これにより、PTA・育友会など（以下「PTA」という）も個人情報取扱事業者に該当することになりました。

今後、PTAとして活動する場合には、改正された個人情報保護法を遵守しながら、PTA会員等の個人情報を取得、利用、管理する必要があります。

3.【個人情報を取り扱う場合の基本ルール】

個人情報取扱事業者は、下記のルールを守らなければなりません。

項目		ルール
1	個人情報を取得する際	● 個人情報を何に使うか、<u>あらかじめ利用目的を特定し、本人に伝える。</u> ✓ 個人情報を書面にて取得する場合、配布する用紙に「利用目的」を記載すること等が必要です。 (記載例)「会員名簿を作成し、掲載された会員へ配布するため」
2	個人情報を利用する際	● 取得した個人情報は、<u>特定した利用目的以外には使わない。</u>
3	個人情報を保管する際	● 個人情報を<u>安全に管理する。</u> ✓ 電子ファイルの場合は、パスワードの設定やウイルス対策ソフトを利用する。 ✓ 紙媒体の場合は、施錠できるところに保管する。 会員名簿など個人情報を含む配布物については、配布先の会員に紛失や盗難に注意すること、また転売などしないよう注意喚起を行うことも大切です。
4	個人情報を他人に渡す際	● 個人情報を他人（本人以外の第三者）に渡す場合は、原則、<u>本人の同意を取得する。</u> ただし、以下の①～③の場合等は同意が不要です。 ① 警察からの照会（法令に基づく場合） ② 災害発生時の安否確認 ③ 委託先に提供する場合 会員名簿の印刷を行うために印刷業者に名簿を提供する場合や、書類等を送付するために配送業者に氏名・住所を渡す場合等は本人からの同意は不要です。 ● 委託先に提供する場合には、委託先をしっかりと選定し、<u>個人情報を適切に管理しているか監督する。</u> ● 提供に関する<u>記録を残す。</u>（委託先への提供の場合は不要） ✓ 第三者に個人情報を提供した場合には、提供先を記録して一定期間保管を行うことが必要です。
5	本人から個人情報の開示を求められた際	● 個人情報について、本人から<u>開示や訂正、削除を求められた場合は、適切に対応する。</u> ✓ 個人情報を集める際に配布する用紙には、訂正等に関する問合せ先も記載しておく必要があります。